

平泉町学習交流施設

サービス対価の支払い方法

本資料は、平泉町学習交流施設管理運営事業（以下「本事業」という。）を民間ノウハウの活用による公共施設等の総括委管理、維持管理及び運營業務（以下、「特定業務」という。）として、指定管理者事業を実施する民間事業者（以下、「特定事業者」という。）の選定等に関し定める平泉町学習交流施設指定管理者募集要項と一体の書類である。

なお、本資料において用いられる用語の意義は、別段の定めがない限り、募集要項等に定めるところと同じとする。

1 サービス対価の構成

本事業の実施に対し町が特定事業者に支払うサービス対価は、特定業務に係る費用及び消費税等から構成される「業務等への対価」から構成する。サービス対価を構成する各費用の内訳は、表1 サービス対価の内訳に示すとおりとする。

表1 サービス対価の内訳

項目	費用項目	費用の内容
業務等への対価	サービス対価	特定業務期間中に発生する以下の費用 ・総括管理業務（図書の新規購入費、図書館システム導入費） ・維持管理業務（光熱水費含む） ・運營業務 ・SPC 設立・管理費（設立する場合） ・その他、上記に関連して必要と認められる費用
	消費税等	・上記までの費用のうち課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税

2 サービス対価の算定及び支払方法

サービス対価の支払い方法は、以下のとおりとする。

表2 サービス対価の支払い方法

費用項目	支払い対象期間	回数	支払い方法
サービス対価	特定業務期間 令和7年4月～令和12年3月	全20回	特定業務期間中、四半期ごとに、提案に基づき特定事業契約時に定めた額を均等に支払う。

サービス対価は、特定業務期間中、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに予算額の範囲内で年4回（町が特定事業者から適法な請求書を受理後40日以内）、均等に支払うことを予定している。

(1) 消費税等

消費税等については、サービス対価の支払期毎に算定する。

本事業における光熱水費算定の参考資料（R5）

<平泉町学習交流施設>

月	電 気		上下水道		合 計
	使用料 (kwh)	料金 (円)	使用料 (m ³)	料金 (円)	料金 (円)
4	12,632	643,690	27	11,888	655,578
5	6,752	443,967	24	10,522	454,489
6	5,515	403,610	24	10,522	414,132
7	7,105	439,128	25	10,978	450,106
8	13,673	605,206	30	13,255	618,461
9	15,262	629,200	20	13,255	642,455
10	9,638	501,400	28	12,344	513,744
11	7,263	430,335	32	14,231	444,566
12	16,026	638,128	35	15,697	653,825
1	20,262	698,296	28	12,344	710,640
2	26,020	852,599	29	12,799	865,398
3	21,300	700,534	32	14,231	714,765
計	161,448	6,986,093	334	152,066	7,138,159

<長島公民館>

月	電気		上下水道		ガス		合計
	使用料 (kwh)	料金 (円)	使用料 (m ³)	料金 (円)	使用料 (m ³)	料金 (円)	料金 (円)
4	191	6,651	1	6,479			13,130
5	216	6,840	2	6,567			13,407
6	171	6,066	1	6,479			12,545
7	223	8,354	1	6,479	0.6	2,248	17,081
8	344	11,449	2	6,567			18,016
9	273	9,078	1	6,479			15,557
10	215	8,218	2	6,567			14,785
11	170	6,051	1	6,479			12,530
12	165	6,704	2	6,567			13,271
1	179	7,090	2	6,567			13,657
2	131	5,773	2	6,567	0.7	2,644	14,984
3	160	6,606	15	7,986	0.6	2,248	16,840
計	2,438	88,880	32	79,783	1.9	7,140	175,803